

ここに相談すれば
良いのね!

おかけになる前に、お住まいの「郵便番号」をご確認下さい。

「どこに相談すればいいの?」というあなたに

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを

消費者ホットライン ☎0570-064-370

※PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話はご利用いただくことができません。

最寄りの消費生活センター等の存在をご存知ない消費者に、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。消費生活センター等では、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け、公正な立場で処理にあたっています。

①郵便番号がわかる

お住まいの郵便番号を入力

ご案内先を選択する場合
⇒ ガイダンスに沿って入力
「〇〇市窓口を選択される方は1を。
△△県窓口を選択される方は2を・・・」

②郵便番号がわからない

固定電話の場合 携帯電話の場合

お住まいの地域を選択
「お住まいの地域を選択してください
〇〇市は1を、△△市は2を・・・」

ご案内先を選択する場合
⇒ ガイダンスに沿って入力
「〇〇市窓口を選択される方は1を・・・」

身近な消費生活に関する相談窓口

市区町村の消費生活センターや相談窓口、もしくは都道府県の消費生活センターをご案内いたします。また、土日祝日は市区町村、都道府県の開所しているセンターに、開所していない場合には国民生活センターをご案内いたします。
※一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。

(平日) 都道府県センター
(土日祝)
都道府県センター、
国民生活センターなど

神奈川県エルピーガス協会について

(社) 神奈川県エルピーガス協会は、神奈川県に登録した県内の LP ガス販売会社で構成され、LP ガスをお使いの皆様への情報提供と、LP ガスによる災害を防止し、公共の福祉に貢献しています。また、行政と LP ガス業界とのパイプ役を担い、会員会社の安全・安定供給と適正な取引を指導し、神奈川県 LP ガス業界の向上を目指すとともに、地震災害復旧対策などをはじめ、各行政機関と連携して地域貢献を図っています。

神奈川県エルピーガス協会の主な事業 (事業内容の一部紹介です。その他、詳しくはホームページにてご覧頂けます。)

□ 防災訓練への積極参加

防災関係機関を担う一員として、相互連携協力強化の向上を図るため、関東地域で発生する大規模地震を想定して行う「神奈川県・市合同総合防災訓練」「横浜市総合防災訓練」「川崎市総合防災訓練」などに参加しています。



□ 防災基金への積み立て

地震災害などが発生した際に緊急・応援受け入れ体制などに必要な費用として、「神奈川県 LP ガス地震防災基金」を当協会の拠出により1999年から積み立て、2003年、当初目的の5,000万円の積み立てを達成しました。

□ かながわトラストみどり基金への寄付

神奈川県が推進する緑地保全事業である「かながわトラストみどり基金」に賛同し1987年から毎年、当協会員の協力を得ながら、みどり基金への助成を行っています。



LP ガスの事でお困りの方はこちらへ。

神奈川県エルピーガスお客様相談所 受付時間
☎0120-244-566
(平日) am 8:30~pm 5:30
(土・日) am 10:00~pm 4:00
(年末年始、祝日は除く)

または、地方自治体が設置している消費生活相談窓口へご案内いたします
「消費者ホットライン 0570-064-370」へご連絡ください。

「怖い」「困った」「迷惑」と感じたら!! 110番

又は「悪質商法110番」
☎045(651)1194



社団法人 神奈川県エルピーガス協会

〒231-0003 横浜市中区北仲通3-33 共済ビル別館
TEL.045(201)1400 FAX.045(201)9810 http://www.kanagawalpg.or.jp

神奈川県警察 & (社) 神奈川県エルピーガス協会

vol.3

からの お知らせ!

LP ガスを
ご利用のみなさまへ

身近なトラブルにご用心!

あなたの
個人情報
は
売られているかも!

個人情報が危ない!!

消費者被害

消費者被害
ひったくり
オレオレ詐欺



もし、消費者被害に遭われたりおかしいと感じたら!!

悪質商法110番 ☎045(651)1194
(神奈川県警察本部内設置)

「怖い」「困った」「迷惑」と感じたら 110番 にご連絡下さい。



私に限って・・・そんなあなたが危ない!!

近年、私たちの周りには
様々な手法の犯罪が増えてきています。

日頃の意識で犯罪に巻き込まれない
ように心がけましょう!!

オレオレ詐欺が急増! 騙されるなその電話電話の相手はニセ者だ!



犯行手口 事例① 警察官や金融機関職員等を装って

詐欺の犯人を捕まえたら、あなたの口座が使われていました。個人情報が出てくる可能性があります。などと言って、

キャッシュカードを新しく替えましようと言われ、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードや現金を受取りに来る手口があります。



犯行手口 事例② 息子や孫を騙って

「電話番号が変わった、会社の携帯電話を使っている」などと犯人の電話番号を教えたり、電車の中に会社の小切手とお金の入ったカバンを置き忘れた。今日の取引で必要だから貸して。などと言って、

口座にお金を振り込ませたり、現金やキャッシュカードを受取りに来る手口があります。

その他にもこんなサギが!!!

還付金サギをご存知ですか? 市役所・区役所、保険事務所の職員を騙って医療費(医療保険)の還付金があります。操作方法を教えるのでATMに着いたら電話下さい。「還付金手続き」であるかのように説明し、振込手続きをさせる手口です。

「オレオレ詐欺」に関するメールでの情報提供受付中!  右QRコードからもメールでの情報提供を受け付けています。

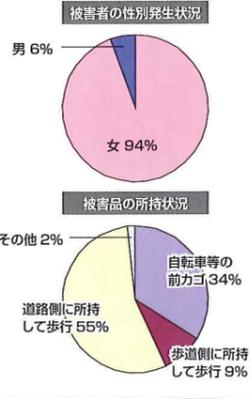
どうしたらいいの? 被害を防ぐ為に 落ち着いて 振込む前に家族や警察にご相談下さい。

振込む前に	他人にお金・キャッシュカードを渡す前に、まず確認!
親子のコミュニケーションを図る	離れて暮らす親子が日頃からコミュニケーションをとって近況などを共有し連絡先などを確認しておけば、振込めサギの犯人による巧妙な話術にもだまされることがなく被害を防ぐことができます。
留守番電話	在宅時でも、留守番電話をセットしましょう。犯人は録音を嫌います。犯人からの電話でも、落ち着いた対応がとれます。



ひったくりに注意! あなたも狙われています!!

「まさか私がooo」 そんなあなたが危ない!! 被害に遭ったほとんどの方がこう振り返っています。ほとんどの犯行は、バイク等で後方から近づき追い越さずにバックを奪って逃走するものです。



どうしたらいいの? 被害を防ぐ為に

日頃、注意しているかな? 自己チェックをしよう!

- バックは車道と反対側に持つ
- 自転車の前カゴには防犯ネットを付ける
- 歩きながらの携帯電話や音楽プレーヤーはやめる(犯人から狙われます)
- 後方からくるオートバイ等に注意を払う
- 遠回りでも明るく人通りの多い道を選ぶ

防犯のポイント

ちょっとした注意が大変重要です。

消費者被害! 悪質な訪問販売に要注意!!トラブルが増加しています!!

「個人情報」が犯罪グループに転売されてしまうかも!!

犯行手口 事例① 訪問勧誘 勧誘だけで営業実態のない会社もあります。「〇〇消費者センター」「〇〇協会」などと公的機関に似た名称を名乗るニセモノもいます。	犯行手口 事例② 電話勧誘 ガス料金をきっかけにお客様の情報を引き出してくる悪質ブローカーにご用心! ガスの料金調査と名乗る電話による勧誘に注意しましょう。
--	---



初めは感じの良い若い人。でも・・・

もっとお安くできますよ。

もう一押し。申込書にサインさせるぞ!!

請求書を見せてください。

ガス料金って高くないですか? 月々おいくらかかってるんですか? 安い業者を紹介しますね。などと言って、

ガス料金調査を装って個人情報を・・・

感じ良く近づき、しつこい勧誘にあうことも!? ガス料金をきっかけに情報を引き出すことも!?

どうしたらいいの? 被害を防ぐ為に 「おかしいな?」と思ったらすぐに決断しないで 家族やエルピーガスお客様相談所にご相談下さい。

検針・請求書	検針・請求書には大切な情報が載っていることもあります!!
必要ない物はきっぱり断る	訪問販売を断れない「カモリスト」としてあなたの情報が流れてしまうことも!? あなたの優しい対応、あいまいな態度は悪質業者につけまわされてしまう可能性があります!
知らない人	知らないセールスマンを家にいれない。
相談する	すぐに決断しないで家族やエルピーガスお客様相談所にご相談下さい。



もし被害に遭われたりおかしいと感じたら!! 「悪質商法110番」 (むごい商法なくしていいくら) ☎045(65)1194

特商法 特定商取引に関する法律 違反とされている行為です。

埼玉県警が特商法を全国初適用!!

2011年8月12日付

虚偽の説明でLPガス供給先変更営業を行ったとして、埼玉県警は、東京都内に本社を置くLPガス販売会社から委託を受けていた訪問販売勧誘員2人を特定商取引法違反(不实告知)などの疑いで逮捕した。ガス契約に絡んで同法の適用を受けるのは全国初。

平成21年12月1日から「特定商取引法の改正法」が施行されました。

- 事業者は勧誘の際に氏名・会社名・商品・勧誘目的を消費者にお伝えします。
- 事実と異なることを告げることは禁止されています。
- 消費者にとって不利益な事実を知っていれば告知します。
- 一度契約を断られた事業者が再度勧誘することは禁止されています。



- **強要罪** “押し売り”。断っても無理に勧誘する場合。
- **不退去罪** 「帰ってください。」と言っても退去しない。
- **詐欺罪** 口座振替依頼書などの漏洩。
※振込め詐欺などに悪用されるケースもあります。
- **不法侵入罪** 無断で敷地に入り、ポンペをチェックしている。

どうしたらいいの? 万が一の時は 「クーリング・オフ制度」

万が一、不当な契約に申し込んでしまったとしても すぐに対処すれば大丈夫!

- LPガス販売店の切り替えをいったん申し込んでも、申込み書面や契約書をもらってから**8日以内**であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。
- クーリング・オフは「口頭」ではなく、「書面(葉書)」で明確に意思表示する。「書留」か「特定記録郵便」で行います。配達証明の取れる方法で送りましょう。
- クーリング・オフを受けた業者は工事をしていても元通りに回復し、消費者より支払われたお金を返却する義務があります。また、消費者は違約金や賠償金を支払う必要はありません。